

# 第十回 国会 文部委員会議録

## 第十一三号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事佐藤

理事若林 義孝君 理事小林

理事松本 七郎君 柏原 義則君

甲木 保君 高木 章君

東井二代次君 飛島 繁君

圓谷 光衛君 平島 良一君

井出一太郎君 笹森 順造君

坂本 泰良君 渡部 義通君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

検事(法務府法制) 林 修三君

文部政務次官 水谷 昇君

文部事務官(大臣) 相良 唯一君

臣(官房会計課長) 篠原 義雄君

長事務代理) 堀 秀夫君

官房宗務課長) 横田重左衛門君

専門員 石井 昇君

委員外の出席者  
労働基準監督官(芳  
官房宗務課長) 堀 秀夫君

専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 昇君

三月十九日

委員負任新吉君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日  
委員若林義孝君辞任につき、その補欠として森下孝君が議長の指名で委員に選任された。

員に選任された。

同日

委員森下孝君辞任につき、その補欠として若林義孝君が議長の指名で委員に選任された。

員に選任された。

本日の会議に付した事件

宗教法人案(内閣提出第五一号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出一〇七号)(予)

教育職員免許法施行の一部を改正する法律案(内閣提出一〇八号)(予)

○岡(延)委員長代理 これより会議を開きます。

教育職員免許法の一部を改正する法律案、同施行法の一部を改正する法律案、この二案を一括して議題といたします。本案は予備審査中の法案であります。これより質疑に入ります。それではただいま議題といたしました二つの法案に対する質疑はちよつと留保いたしまして、宗教法人法案を議題とし、質疑を繼續いたします。

○若林委員 昨日の公聴会において、宗教法人法の重要性その他が非常に明確になつたのであります。この法案の中にある信者という意味であります。境内の建物その他においては、各宗派団における異なつた言葉で呼ばれておりますその言葉の意味を、政府当局から明らかにせられたのであります。境内の建物その他の意味も、宗教団体法人の関係者を包括して、信者といふ文字で呼ばれているようあります。この信者は一体どういうものであるとおもいます。

委員負任田新吉君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日  
委員若林義孝君辞任につき、その補欠として森下孝君が議長の指名で委員に選任された。

指さすか。アメリカ、イギリスの方ではビリーヴアーと呼んでいます。あるいは宗教法人の構成員という文字もあると思うのであります。あるいはメンバーワーという字にしてもいいのではないかと思つたりするのであります。在米、宗教法人に関する信者に類するものとしては、われくの感じで申しますと、氏子、崇敬者、信徒、教徒、檀家、檀徒、そして信者、それから、あるいは指導的幹部になりますものとしては、教主、管長、宮司、法主——順序はいろいろ違いますけれども、いろいろの名前で呼ばれておりますが、それを一切合併したのが信者かとも思つてあります。そういう意味において、大体これはあればならば無数にあります。本案は予備審査中の法案であります。これより質疑に入ります。それではただいま議題といたしました二つの法案に対する質疑はちよつと留保いたしまして、宗教法人法案を議題とし、質疑を繼續いたします。

○若林委員 昨日の公聴会において、宗教法人法の重要性その他が非常に明確になつたのであります。境内の建物その他においては、各宗派団における異なつた言葉で呼ばれておりますその言葉の意味を、政府当局から明らかにせられたのであります。境内の建物その他の意味も、宗教団体法人の関係者を包括して、信者といふ文字で呼ばれているようあります。この信者は一体どういうものであるとおもいます。

○若林委員 昨日の公聴会において、宗教法人法の重要性その他が非常に明確になつたのであります。境内の建物その他においては、各宗派団における異なつた言葉で呼ばれておりますその言葉の意味を、政府当局から明らかにせられたのであります。境内の建物その他の意味も、宗教団体法人の関係者を包括して、信者といふ文字で呼ばれているようあります。この信者は一体どういうものであるとおもいます。

○若林委員 「主たる目的とする」という字が二条にあります。それから「包括」という文字が使われておりますが、この二点について御説明をいただ

信者と呼んでおる次第でございます。

○若林委員 事はきわめて小さくなりますけれども、ひとつお答え願いたいと思います。第一条の「集団」と「団体」との区別をお聞かせ願いたい。

○篠原政府委員、ここで「集団」と申しますのは、人的な集まり、しかもそれが特定の目的のもとに組織されたものでない人的結合を集団と考えております。

○篠原政府委員、これまで規定いたしますよ的な目的を、その

本来のおもなる目的としておるといふ実態であるとともに、一面におきまし

ては、これらの目的以外に社会事業あ

るいはその他の事業を行つておる実態

それから団体の方は、一定の目的の

もとに組織的に一体をなした人的な結

合を、われくは団体と考えておる次

前で呼ばれておるのでありますが、そ

れを一切合併したのが信者かとも思つてあります。そういう意味において、大体これはあればならば無数にあります。本案は予備審査中の法案であります。これより質疑に入ります。それではただいま議題といたしました二つの法案に対する質疑はちよつと留保いたしまして、宗教法人法案を議題とし、質疑を繼續いたします。

○若林委員 次に第二条の第一号の「教会」と、第二号の「教会」との区別をひとつ御説明願います。

○篠原政府委員 第一号の「教会」は、いわゆる目に見える会堂を中心とした

しました物的、人的な総合的な団体を

意味しております。第二号の方の「教

会」は、御承知のようにキリスト教

会は、御承知のようにキリスト教

の宗教団体に見受けられますよう

な、非常に広範囲な人の組織を持った

もの、具体的に申しますならば、キリ

スト教を信ずるすべての、その教団の

人の集まりであるとともに、それが

一定の会堂あるいは施設を持ち、総合

的活動されておる実体を称して、こ

こに教会と表現しておるわけでありま

す。

○若林委員 「主たる目的とする」とい

う字が二条にあります。それから「包

括」という文字が使われておりますが、いま一度簡明、明快なる御答弁を

願いたいと思います。

○若林委員 礼拜の施設」ということ

が、昨日も問題になつておりま

が、この二点について御説明をいただ

であります。が、これらの建物を總称し、また必ずしも本殿とか、拜殿とか、そういう形式を持たなければならぬという意味ではなく、いわゆる宗敎団体の信仰の中心体である本尊とか、あるいは奉斎主神、かかる神仏の安置されておる、またはこれを崇敬する場所としてしつらえてあるところのものを、礼拝の施設というふうに考へておるわけでございまして、その所有関係あるいは借用関係といふものは、この法の上では、必ずしも所有関係でなければならないというような意味には考えておらないので、かなり広い意味における礼拝の施設ということを御了承願いたいと思います。

○若林委員 「教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区」という字を使われておりますが、これについて、ひとつ簡明に御説明願いたいと思います。

○篠原政府委員 「教派」と申しますのは、御承知のように、神道教派といふ教団が、從来神道教派十三派と申しまして存在しておるわけでございますが、この神道十三派のことを教派神道と申しております。その教派といふ言葉をここでとらえて来たわけであります。「宗派」と申しますのは、從來仏教宗派と呼ばれておりました仏教の各宗各派を、ここでは宗派といふ言葉でとらえた次第でございます。「教団」と申しますのは、キリスト教その他の宗教の団体に使用されておる言葉でございます。おもにキリスト教団あるいはカトリック教団といふような実例がござりますのを、ここでとらえた次第でございます。「教會」は先ほど簡単ながら御説明申し上げた通りでございまます。「修道会」と申しますのは、カトリ

ツク関係の、もつばら信者の方が自己の宗教的な営みをするために、行的な修行をし、あるいは祈りの生活をする、そのために団体を結成され、しかるは、多くの場合社会活動と申しますが、社会福祉的な活動の方面にみづから奉仕するというところに、非常に大きな特色を持つております。こういった団体の全部を総称いたしまして修道会と申しますのも、これもカトリックの教団にござりますところの包括的な団体でございまして、これは御承知のように、司教区の責任者といたしましては、司祭あるいは司教といった一定の教職教権を持つた方がおります。その下に教義上の問題あるいは財産権の問題、こういった物心両面の支配権を持つた司教さんがおいでになりますて、その管轄下にある教会堂を統轄しております。しかも会堂を備えて信者を持つておる次第でございまして、この包括的な宗教の実体をカトリックでは司教区と唱えておりますものを、この法文の上に明示した次第でござります。

ここに「固有」というのは、性質的にながめまして、宗教団体が本然的に通性として持つてゐる性質というよな意味合い、本来具有するといったような意味合いでわれ／＼は理解しておる次第でございます。従つてそのこと自体から、その境内地 境内建物が、その当該宗教法人の所有にかかわるということを意味しておりませんので、あるいは借用する土地建物でもけつこうであります。ただこの「固有」は性質を表わしたものと御了解願います。

次の「一画の土地」でございますが、「一画」とは、御承知のいわゆる雨だれ落ちを意味しないという意味でございまして、建物あるいはその周辺を総括いたしまして、建物が存在するならば、その付近の土地一体も、その存在をして意義あらしめるという関係から、「一画の土地」というものを考えた次第でございます。実例といたしましては、多くの場合一筆の土地という形で登記等に利用されておりますが、これがいわゆる「一画の土地」の意味と了解願いたいと存じます。これらを考えますときに、境内地の範囲との関係におきまして社会事業その他公益事業を考慮いたしますと、公益事業がここにあげますところの境内地の中にたまたま営まれる場合におきましては、そのことによつて、すなわち公益事業の用に供される建物があるからというその理由だけから、境内地から除却される、境内地の範囲が消滅するという意味ではないのであります。こういうふうに理解してこの「一画の土地」というのを相当汎範囲に考えておる次第でございます。なおその建物が、本来宗教活動が公益事業その他を営むのを目

的にしております関係上、境内地といふものの中に包含されて考察されることが、あるいは至当ではないかといふことがあります。ここでは先ほどの固有といたような意味合いから、もつばら宗教的な活動の面をとらえて、ここに境内地、境内建物の一応の定義をした次第であります。必ずしも公益事業をしておるから境内地になるという意味ではないのであります。それからその公益事業の用地がただちに境内地になるとするならば、非常に範囲が複雑になります。あるいは遠近の距離の関係等を考慮します場合において、墓地、境内地その他の関係でこれを考えなければならぬ、あるいは社会通念的に申しますならば、非常に広範囲な、しかも宗教活動の面との結びつきが薄いというような関係もできて来ますので、一応この公益事業の建物を要する土地を境内地とするという明文をこの規定の上に設けなかつた次第でござります。

○若林委員 質問はそのくらいにいたしまして、残余は文書によつてお尋ねしようと思いますが、いま一点宗教法の十二条であります。この間もどなたから御質問が出たようであります。同じ名称を他の宗教団体が使つうとが、禁止されておるようには思わないのであります。これはこの法の上ではさしつかえないものであるかどうか。あるいは宗教法人自体が、他の名称を使うことを禁するということを法人規則できめることができるのか、そういうことについてひとつ。

○篠原政府委員 宗教法人の名称等についての御質問であります。この名称につきましては、御承知のように宗教風、伝統がございまして、具体的な例をとるならば、お寺の関係につきまして、同じ名称が用いられている現状でございます。あるいは同じ山号と申しますか、何々山何々寺という、あの山号についても用いられております。これを法の上で規制するということは、実態あるいは伝統あるいは宗風を法で規制するという形になります。行き過ぎではないかと思ひますので、そこまでは法は考えておりません。なお、各宗派なり教団の規則で、そういう禁止することは可能である。同一宗派内におきましては、その取扱いにおきまして、規則をつくつて濫用を防ぐということは、けつこうでございますが、その規則は他の宗派、教団に適用されませんから、必ずしも他の宗派のお寺の名前を一宗派の規則で制限するということはできないかと考えております。

理教なら天理教の本部が、どういう名前をつけておるか知りませんが、大和の丹波市にあるわけであります。悪意ある者がその名前を利用して、東京のどまん中へ持つて来て同じ法人名をつけた団体ができた場合——これは天理教内部の問題だけではなくして、天理教と別個の人人がやるか、あるいはその内部の人たちが悪意を持つてそういうことをやつた場合はどうなるか、そこをひとつお伺いしたい。

実はこの問題につきましては、昨日もちよつと公德会において触れましたけれども、仏教におきましては、ほとんど原則的に墓地が寺院の境内にある。しかもその土地たるや国有地であつたりするので、これは問題はおのずから別でありますて、この点この法案においても疑義はないと思いますが、比較的新しく渡来しました、たとえばキリスト教等におきましては、これは渡來の新しい古いの問題ではなく、原則的に教会と墓地とは全然切り離しております。教会の境内に墓地があるところの、カトリックにおいてもプロテ

なおただいま御要求に相なりました墓地等に関する通牒につきましては、本日中に御配付いたそうかと用意しておりますから、後ほどお手元にお配りでありますことと存じます。

からんで、紛争が起きておる。こういう場合に、これを神宮の領地として免稅とか、あるいはその他の特権的なものが確保されるのか、あるいは農民が入会権を主張しておるよう、その権益が十分貫徹されるような形で解決されるのかというような事柄が、現実問題としては非常に重大になつて来ておると思います。こういう場合に対する明確な見解を持つておられることが必要だと思うので、その点を伺いたい。  
○ 篠原政府委員 具体的に申しますれば、伊勢神宮の国有境内地について、  
は免稅のうな問題、さらには開拓、これ

は、政府として、はつきりした見解を明示しておかれることの必要があると思うのです。もしあなたに解釈ができないとなれば、一体どこでその解釈をはつきりするのか、この点はどうですか。

**○篠原政府委員** この法案で、境内地、境内建物と規定しておりますが、この境内地、境内建物は、いわばひな型的な内容を持つております。このものが、ただちにこの法の施行とともに内地になつてしまふ、あるいは境内地に指定するんだ、こういう法律上の強い意味合いでいるものではないのでござい

常に困った問題だと思っておるわけであります。宗教法人の公益性、あるいは社会の一般取引の安全の上から申しまして、強く特性を生かしたいという趣旨から申しますならば、そういうことを禁止あるいは防止することが望ましいのであります。しかし名称それ自体が、宗教の本来の活動の根本義に触れて来るところに非常に問題がございまして、われくといたしましては、法人の公益性を確保するという意味で、宗教団体各位において自主的に御考慮願いたい、こういうふうに思つております。また法の上でこれを禁止する、あるいは防止するということは、先ほどの例から、行過ぎではないか、こういうふうに考えておる次第であります。

テスタンツトにおいてもないのであります。たとえば東京都におきましては、カトリックあたりは、私有地か公有地か知りませんけれども、付近に墓地を購入して、ここに共同墓地を設定している。こういうことになると、いわゆる寺院に付属するところの境内地における墓地とは、非常に問題が違ひます。そこで関係者の危惧もあるわけであります。その点につきましては、昭和二十一年かに、内務省からですか通牒が出ていたるそ�であります。またそれに関連して幾つかのそういった通牒みたいなものがあるわけであります。これは今回は間に合いませんでしたけれども、将来の問題として、その通牒の次第によりましては、これを法律に織り込むような用意もしなければなりませんから、その通牒等の参考になるものを、委員会に提出していただきたいということを御注文しておきます。

○渡部委員　具体的にはちょっと  
わかりかねますが、おの／＼社寺が所  
有関係を持つておるものにつきまして  
は、おのずからその住民との関係につ  
きましては、あるいはそれが住民に貸  
しておるか、あるいは使用権を設定し  
ておるかというような技術的な関係が  
出て来るだろうと思います。しかしそ  
の関係でおる範囲につきまして、現  
実に住民がその生活の目的に使われて  
おる場合におきましては、それは境內  
地の中から省かれて考えられておる、  
こういうのが実情であります。

お詫のよしなど問題があるやに聞いております。この問題は国有地の無償譲与の法律の中に置かれております。従つて宗教活動に必要な範囲については、国有地を当該社寺に無償で譲与するということになつております。宗教活動に必要な範囲の認定につきましては、大蔵大臣の所管のもとに社寺境内地処分審査会といふ機関が設けられております。おのづく専門知識経験者がその宗教活動に必要な範囲についての決定をし、その答申の結果大蔵大臣が決定する、こういう慎重な態度をとつております。ここで私がその内容につきまして、随意判断することは困難であると思います。

ましては、いわゆる境内地であり境内山林であるものが、あるいは開墾の形、あるいは農地の形において買収その他行為が行われてることを聞いております。従つて、この法案と農地法との関係におきましては、その農地法の関係において処理される性質のものが多いのではないか。この法案自体が、境内地を設定するという意味には、理解しておらないのであります。

○渡部委員 そうするとこの入会地のようないくつかの問題、あるいは境内地における農民の現実の用役の問題は、主として農地法によつて解決されるであろうといふ見解はわかります。そこで農地法によりますと、一般に日本の耕地は、不在地主的な、あるいは不耕作的存在は、原則として許されないのであるから、神饉田とか仮供田とか修道耕牧地とかいうものが問題になつて来るわけです。従つてこの神饉田、仮供田は、はつきり農地法によつて制約されると思ふのです。この点は、私ははつきりしておると思うが、しかしその次の修

道耕牧地が問題になると思うのです。現在の農地法の圈外に置かれておる。言いかえれば、壱買譲渡その他が自由な状態に置かれておる山林等が中心になるわけですが、この山林が修道院によつて広汎に買収され、あるいは寄進その他の方によつて修道院の土地となるようなことになつて、この修道院の広汎な土地が、生産的仕事に用いられるが、そのときにここに税金がかからないことになりますと、これは産業の面においても、非常に問題が含まれると思うのです。のみならず、この広汎な土地が修道耕牧地といふ形で、一つの外国による治外法権的な形をとることがあり得るわけです。たとえば中国の天主園の非常に広汎な土地が、アメリカのクリスト教によつて開拓されて、そうしてそこでいろいろ／＼な役務も行われておるばかりでなくして、ほとんど治外法権的になつて、どうすることもできないというような、外国の土地がそこにできてしまつというようなことさえも起きているわけなんですね。これは中国では非常に問題になつて、人民革命の際に、そういうものは没収されたけれども、日本においてこのような状態ができる可能性はあり得るのであつて、しかも、今日のように日本が外国から押えつけられているところがあり得るのである、少くともそういう可能な危険性が予見され得るのであるから、こういうものに対する政府の見解はどうであるかという点を政聞きました

○糸原政府委員　ただいまの農地法と  
　　の関連におきまする神饋田、仮供田、  
　　あるいは修道耕牧地等の御意見でござ  
　　いますが、現実の問題といたしまして  
　　は、その農地の適否の関係、あるいは  
　　範囲の関係、こういったものは、各農  
　　地委員会において決定しておる状況  
　　でありまして、神饋田、あるいは仮供  
　　田、あるいは修道耕牧地が、農地の適  
　　用からはずされて、この宗教活動の用  
　　に供されておる実例もござります。そ  
　　れはいわゆる農地法の問題として論議  
　　すべきものではないかと思ひますが、そ  
　　将来の問題におきましても、お説の点  
　　は、あるいは法令的裏づけとか、ある  
　　いは條約その他の根拠があつての上に  
　　おいて、そういうことが可能かと存ぜ  
　　られるのでありますてこの宗教法人法  
　　が、ただちに境内地を設定する趣旨の  
　　ものではない。それらの問題は、他の  
　　問題との関連においてその法が優先す  
　　るか、あるいは条約が優先するかとい  
　　う問題になるのだと思ひますので、一  
　　応具体的な実例としては、そういうも  
　　のがあるということをここで申し上げ  
　　ておきます。

○福原政府委員 この法案の意味するところは、先ほど固有という意味合いのもとから申し上げておる次第でござります。いまして、神饋田、仏供田、修道耕牧地等は、現実に宗教活動それ自体、あるいは土地の上に礼拜し、あるいは儀式を行うといったような慣例もござります。あるいはその土地の上で祈りつつ修行する。こういう実態がございます。しかもそれは一面におきまして信教の自由といた面を考えますときには、宗教法人法案といたしましては、そういう土地を境内地のうちに入れれるのが至当ではないか、どういうふうに考えておる次第であります。

○渡部委員 私はそういう注意をはつきりさせる必要があると同時に、この危険性を明確に予言しておかなければならぬと思つておりますが、この点は意見の相違になりますから切打ります。

○福原政府委員 人的な範囲につきましては、法文は規制しておりません。しかしながら、法案のはかの条項において規定いたしますよな關係から予想しまして、宗教団体として自他ともに考えられる實質を持つに至つた場合を予想しております。従つて、たとえば公告の制度をとるとか、また責任役員その他の機関の職能規定であるとか、こういふものを考えますときには、必ずしも法では予定しておりませ

が、この法案全体から御了解していただきたいと思います。  
○**渡部委員** お答えのような趣旨であればこそ、問題があると思うのです。  
たとえば、発生期の宗教団体、あるいはこれから新しい宗教活動を行おうとする一握りの人たちが宗教活動の中心をなして開始されることになるのは、当然のことであつて、まず第一に、そういうような条件のもとでは、ごく少数の一握りの礼拝施設といふような規模について、何ら書かれていないのであって、たけれども、かりに礼拝施設というものが条件の中に入るとしても、この礼拝施設といふ条件がある。それから礼拝施設と、いうことについては、私は反対であつたけれども、かりに礼拝施設といふ条件の中に入るとしましても、それは当然礼拝施設の中に入るのです。そうすると、一握りの人が小さな礼拝施設を持つて、これは宗教法人であるといった場合に、この認証を拒否するところの根拠はないじやありませんか。

のです。もちろん正しい形での宗教活動が行われるような場合には、常識としても、そういうものは少いと思うのです。しかしながら、そうではなくて、宗教法人といふ名のもとに、免税的な意図を持つてやられるトスレバ、そういうものが統出する可能性がある。宗教団体であるといつて、教人が集まつて何か小さい礼拝的なものを設け、この礼拝的なものは居住する家屋であるというような形で、免税の目的とするものが出て来る可能性はあり得る。この法の中にはないという点を指摘しなければならぬと思うのです。何ならぬが、その場合に防ぐような根拠は、この法の中にはないといふ点を指す。その場合に防ぐような根拠は、この法の中にはないといふ点を指す。この法の中にはないといふ点を指す。

○篠原政府委員 ここで第二条におきましても、教義を広めるとか、儀式行事を行うとか、信者を教育成するの

を主目的に考えておられます。従つて、かりに御説のような例をとつて申し上

げますならば、單なる自己の住宅で、あるいは他の目的のために存在してい

るところのものが、たま／＼宗教的な集まりをするとか、あるいは礼拝的小

い施設を設ける、そのことで宗教団

体となるかならないかという問題につ

きましては、われ／＼といったしまして

は、第二条の正常な適用において考えられますし、なほまたその後において

認証の取消しの場合もありましょ

う、その主たる目的でなく、他の目的

においてそれが存在しておるという團

体がございます場合におきましては、

罰則の規定もございまして、いわゆる不実の記載といったような関係から、

罰則の規定もしておる次第であります。

○渡部委員 この法人規定によつて

は、あるいは第二条をも含めたものと

しても、不実であるかどうかといふよ

うなことを否定することは、非常に困

難なのであつて、それが判定できない

よろ形で行われることこそ、インチ

キ宗教の特質なんだから、その点は非

常に注意しなければならぬと思うので

す。そういう見地からしましても、た

とえば戦後静岡県で届出した宗教団

体が、千二百に及んでおるということ

を聞いておりますが、こういう戦後千

二百も統出する新しい宗教団体の中

に、やはりこういう目的から出している

ようなものがあり得るのではないかと

いう懸念があるわけですが、それにつ

いては調査されておりますか。

○篠原政府委員 静岡県にある宗教団

体につきましては、直接の調査はして

おりません。しかし県の方なり、ある

いはその宗教団体から届け出であると

ころの書類などによりまして、いわゆ

る適用であるとか、あるいは解散命令

であるとか、こういうことにおきまし

て、そういう向きのものの存在を防ぐ

ような認証の取消しであるとか、罰則

の適用であるとか、あるいは解散命令

○浦口委員 昨日の公聴会で、教義といふものを持つていない団体がある、しかしそれでも信仰的になつてゐる、こういう意見もありまして、事実そういうのをわれくは承知してい

○篠原政府委員 その通りでございま  
す。 こういう意味でありますか。  
題のない限りそのままこれを認める、  
に対しては、中央審議会としては、問

○ 篠原政府委員 非常に困難な問題でござりますが、一般に單に教義を持たないといふのは、やはり教義を持たない理由、あるいは理論的根拠といふものが考えられるのじやないか。従つてそれ自体が一つの間接的な教義を表現しておるのぢやないか、こんなふうには、どういう取扱いをされますか。

○浦口委員 そういたしますと、東京などでも、実際問題として六千くらいを取扱うについては、おそらく東京都で何係がそれを扱うか、私ちよつと調べておりますが、相当の人員とその費用がいると思います。そういう点について、文部省局といたしまして、はたして事務的にこれが口寄せに急速に

も考えられます。  
○浦口委員 それでは次に、認証の具體的な取扱いについて、ひとつお尋ねしておきます。この法人の管轄庁のことについては、第五条で承知しておりますが、この認証の実際的取扱いについて、昨日の東大教授岸本さんの御解説では、地方の県知事で大体認証を与

○**徳原政府委員** 各府県とも、相當数  
ございます。東京都の六千といふもの  
も、その事情をよく分析してみますれば、各宗教法人は、そのほとんど大半  
は、各宗派あるいは教団あるいは神社本庁、こういった包括教団に包括され  
てきて行くかどうか、そのお見通しを  
ちよつと承りたいと思います。

○ 總理原政府委員 地方の場合におきま  
えるべきものかどうかということを大  
別して決定して、決定の非常に困難な  
ものが初めて中央審議会にかけられる  
のではないか、こういう解釈が出てお  
りましたが、その点いかがであります  
か。

てはいる宗教法人が多いのでございま  
す。従つて、それが作成いたしますと  
ころの規則というのも、いわゆる包  
括教団との関係におきまして、準則を  
の他のひな型を示しまして、従つて割  
合に定型的な規則ができるのではないか  
か、こういうふうに考えております。

しては、認証を拒否——認証ができないという場合に、初めて問題が出来まして、そういう場合については、再審査、あるいは訴願、こういう場合が出来て来る。そういう場合に都道府県から、中央の文部大臣を通じまして、宗教法人審議会に諸問する、こういう形になります。

○浦口委員 そりいたしますと、その場合に、都道府県知事の認証したもの

○浦口委員 次に、第八十四条に関連  
する次第であります。  
従つて数の上では非常に多数ございま  
すが、その質におきましては、必ずし  
も多数ということにはならないかと思  
います。従つてこれが法の施行後にお  
きましては、いわゆる三箇年の間に処  
理できる形になつております。見通し  
いたしましては、さほど困難ではない  
い、期間的には無理でないと考えてお  
ります。

してであります。が、境内地の問題で昨  
日の宗派として、何と申しますか山一  
つがその宗派の信仰そのものだ、こう  
審議会などで決定されることと想うの  
であります。が、文部当局としては、認  
証の際に、そういうことが届けられ  
て、それを認める以上は、そういう場  
合に、これをやはり無条件で認めな  
ればならないかどうか、その点につい  
て御見解を承りたいと思ひます。

○櫻原政府委員 具体的な例をもつて  
承知したいと思ひますが、かりに御神  
体的なものがある。そういう宗教団体  
があつて、これが認証を申請して來た  
場合、これを認めるか、こういう御質  
問でしようか。——これはわれくと  
いたしましても、当然認証することに  
なるだらう、こう考えております。

○浦口委員 いま一つ。代表者の届出  
にあたりまして、未成年者がある場合  
についての実際問題を、ちょっと聞いて  
おきたいと思います。

○櫻原政府委員 責任役員、あるいは  
代表役員、あるいはその他の法人を代表  
する資格のある機関は、この役員の欠  
格事由の中に、法の二十二条で、未成年  
者は、その資格がないということにして  
おられます。

○浦口委員 その未成年者の解釈は、  
満十八歳であるか、あるいは二十歳で  
あるか。

○櫻原政府委員 満二十歳と思つてお  
ります。

○浦口委員 結婚をすれば、未成年者  
でも成人者になれるということを承知  
しておるのでですが、たとえば十七歳で

してであります。が、境内地の問題で昨日もちよつと問題になりましたが、一つの宗派として、何と申しますか山二つがその宗派の信仰のものだ、こういうふうな神社の関係と思うのです。が、そういう場合に、これはもちろん審議会などで決定されることと思うのであります。が、文部省当局としては、認証の際に、そういうことが届けられて、それを認める以上は、そういう場合に、これをやはり無条件で認めなければならぬかどうか、その点について御見解を承りたいと思います。

○櫻原政府委員 結婚をして、届出をして、すぐ離婚をしたという場合には、どうなりましてもうか。

○櫻原政府委員 それは民法の問題だと思います。いわゆる行為能力がなれる。特定の財産処分行為、法律上の法律行為をすることができるという趣旨でみなされるわけでないでしようか。

一般の成年あるいは未成年の規定は、民法の三条ですか、あれによつて規定されているのではないかと思います。

○浦口委員 よろしくうございまます。

○佐藤(重)委員 二十二条は、今の質疑応答で大体わかりましたが、この第

○ 篠原政府委員 結婚をして、届出をして、すぐ離婚をしたという場合には、どうなりまじょうか。

○ 篠原政府委員 それは民法の問題かと思います。いわゆる行為能力がかかる。特定の財産処分行為、法律上の法律行為をすることができるという趣旨でみなされるわけがないでしようか。一般の成年あるいは未成年の規定は、民法の三条ですか、あれによつて規定されているのではないかと思います。

○ 浦口委員 よろしくうございます。

○ 佐藤(重)委員 二十二条は、今の質疑応答で大体わかりましたが、この第二項に「代表役員、責任役員、代理者、仮代表役員又は仮責任役員」なつておるのであります。そうしきれども、代表役員、責任役員の代務者はあつて、仮代表役員または仮責任役員の代務者といふものは、予想しなくていいわけですか。

○ 篠原政府委員 この仮代表役員また

結婚をして、届出をして、すぐ離婚をしたという場合には、どうなりまじょうか。

○**福原政府委員** それは民法の問題か  
と思います。いわゆる行為能力がござ  
る。特定の財産処分行為、法律上の性  
律行為をすることができるという趣旨  
でみなされるわけでないでしようか。  
一般の成年あるいは未成年の規定は、  
民法の三条ですか、あれによつて規定  
されているのではないかと思ひます。  
○**浦口委員** よろしくうございます。  
○**佐藤(重)委員** 二十二条は、今の質  
疑応答で大体わかりましたが、この等  
一項に「代表役員、責任役員、代  
表者、仮代表役員又は仮責任役員」  
なつておるのであります。そうしま  
すと、代表役員、責任役員の代務者は  
あつて、仮代表役員または仮責任役員  
の代務者といふものは、予想しなくて  
もいいわけですか。  
○**篠原政府委員** この仮代表役員また  
は仮責任役員、これは民法で申しますと  
ところの法人と、その機関の利益相反  
する場合の特別の規定をいたします。す  
ここの、特別代理人の規定でございま  
す。従つてその行為自体に関連いた  
まして、利益相反する場合の特別な規  
定が予想されるときに、仮代表役員た  
るいは仮責任役員といふものが設け  
られる。従つてそれに対する代務者と  
つた必要は生じて来ない。たとえば、  
そういうことができない場合には、ほ  
かの適任な者を仮代表役員なり仮責任  
役員に選定し得るならば、法律行為は  
可能になつて参りますから、その意味  
において、仮代表役員、仮責任役員に  
は、代務者は必要はない、こう考えて  
おります。

○東邦委員 先ほどの若林委員の第十二条の名称に関する質問に関連してでありますけれども、あのときのあの質問に対して、條原政府委員が答弁をされましたが、その趣旨は大体において私はわかつたのでありますけれども、結論として、しかし法律がそれに関与しないといふような趣旨であったと思います。法律は関与し得ないけれども、しかしその認証を行なう場合に、そういった非常識な申請に対する行政的な何らかの基準、たとえばこの第八十六条に、公共の福祉といふようなことが書かれていますが、結局この憲法の精神も、公共の福祉といふような一つの基準がリミットと考えられるのであります。が、そういう考慮は何かできないものでございましようか、そういう点について、ひとつ御意見を承つておきたいと思います。

で、行き過ぎになるおそれも考慮されますので、お話を点も重々了解いたしますが、これは法の上では、やはりそこまで行くことは行き過ぎにわたるというふうに考えております。

は、ずでありますから、午前はこれで休憩にいたしたいと思ひますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後零時二十二分休憩

午後二時開議

は大谷派本願寺、本源本願寺といひよ  
うなものを、東京のまん中にそりいつ  
て名跡を持つた宗教団体が設立と申請

が福利をうながす宗教長教派議論者たる私た  
した場合、それは相当な社会的混乱と  
いうようなものが起つて来る。そこで  
私は、公共の福祉というようなことに  
関連して考慮できないかということを  
予想するのでござりますが、もう一度  
伺いたい。

○御原政府委員　非常はむづかしい問題でございまして、公共の福祉という

事柄が非常に幅が広く解釈され、あるいは狭く解釈される。実際問題としては、その解釈いかんにも非常にむずかしい問題があろうかと思います。御説のように、認証事務をする事務上においては、意見ぐらいは述べられるかもしません。これもしかるよろなう。

実際の場合におきましては、言えようかと思ひますけれども、いろいろなケイースもありましよう、大小おののく、ケイースが異なつておりますから、一概には、單に同じ名称を使うということにおいて、これが公共の福祉といったような面から抑制できる、こういうふうには、われ／＼は解釈したくないのであります。

憩にいたしたいと思いますがいかがで  
はありますから、午前はこれで休  
憩にいたしたいと思いますがいかがで  
しようか。

○長野委員長 それでは休憩に入ります。  
午後零時二十二分休憩

○岡(延)委員長代理 休憩前に引き続き  
会議を続行いたします。

大臣が出席されましたので、大臣に  
対する質疑を行います。

○柏原委員 大臣に質問いたします。

戦争中には、宗教団体法がありまし  
て、宗教団体に対し、強烈な統制を行  
つたわけですが、終戦後にな  
りまして、ポツダム政令によつて宗教  
法人令が出来まして、宗教団体にとりま  
して、ある程度解き放し——完全な自  
由ではありませんが解き放しの状況にな  
つた。そのためいろいろな弊害も  
起きた。今回宗教法人法が施行される  
につきましては、その弊害を除去する  
という目的でないことは、いろいろ御  
答弁をいただいてよくわかつております。  
が、統制ではないけれど、ある程度  
宗教の自由に対して制限を加える。そ  
こでその制限の本質をなすものは、認  
証ということになりますが、認証とな  
りますと、文部大臣並びに県知事が認  
証の主体性を握ることになるのであり  
ます。その場合におきまして、先般来  
公聽会などの意見を聞きましても、文  
部大臣の責任は、認証の責任者であり  
ますから、まことに重いということに  
なるのであります。私は天野文部大臣  
に大学で習つた弟子でありますので、  
先生のことともよく知つております。先

生は道德、並びに哲学方面の大権威者  
で、人格尊重という理論において、実  
践において、りつけな先生でございま  
すが、私まだかつて、先生から宗教  
に関する信念を承つたことがないので  
あります。そこで、認証の重大な責任者である文部大臣が、宗教に対する法律  
に理想を与える、人類に希望を与える、  
世界に平和を与えるものだと、非常に  
宗教に對して深い熱意と理解を示され  
た御答弁があつたのであります。全  
日本での宗教認証の總元締めであるところの文部大臣として、宗教についてどう  
いふ信念を持つておられるかということを  
承りたい。

その次に、非常に問題になりますの  
は、宗教審議会の構成であります。宗教  
審議会を構成する委員といふのは、  
大体学識経験者、宗教家から出します  
が、ともすると古い宗教とか、歴史の  
ある宗教を尊重しますが、新しい活潑  
な宗教からも、代表者はとるべきもの  
だらうと思うであります。それを指  
名するかということは、文部大臣に全  
責任があるわけであります。審議会の  
構成並びに宗教に対する大臣の御信託  
を、簡単に承れたらけつこうだと思  
います。

○天野國務大臣 宗教を、ただ届出だけで認めないで、それを審議会にかけ  
て、場合によつたら拒否するということ  
は、私はやはり必要なことだと思つ  
ておりますが、しかしこの際きめるの  
は審議会がきめるのですから、大臣の  
直接の宗教的信念が、ただちにここに

反映して来るというふうには私は考  
議会がきめるということになると思  
ますが、しかしそ尋ねでござりますか  
ら、私の考え方を述べますと、私はとにかく歴史を支配している一つの力と申  
しましようか、そういうものを自分は  
信じておるものでございます。そうい  
うものを神とか、あるいは、哲学では  
絶対者とか、あるいは仏とかいろいろ  
言つてもよろしいでしよう。私はそ  
れを東洋の道といふことから道理とい  
う意味で見て、歴史を支配していると  
ころの道理というものがある。われわ  
れはそれを実現に役立つところに、人  
生の意義がある。道理は、自分では自  
分を実現しない。東洋の言葉でも、人  
によつて広められる、そういう道を広  
めるということに人生の意義があると  
いうことを信じて、自分の一生がどう  
いう一生であつとも、何らかの意味  
において道を広めることに役立つ、こ  
ういう考え方を持つてゐる点では、私は  
幾らか宗教的信念を抱いてゐるわけで  
すが、しかしそれは現実の宗教を信じ  
ているということとは違ひがある。そ  
の違いを簡単に言うならば、私の信念  
というふうなものは、自分が道を得  
し、その道を実現するということです  
が、成立宗教ということになれば、い  
つでも道と個人というものを媒介する  
ところのものがなければならぬ。キ  
リスト教で言うならばキリスト、仏教  
で言うならば釈迦、そういう媒介者が  
なければ、ほんとうの宗教というわけ  
には行かないのです。私の宗教  
とか宗教的信念とかいつても、成立

宗教を私が信仰しているというわけではありません。私の宗教的信念といふものは、そういう性質のものでございませんけれども。しかしながらがそういうものを強く信じてない限りは、われわれがほんとうに社会に処して正しい生活を追求することはできないといふ意味では、私は田中博士の道徳の根底に宗教的信念が必要だということに同意するのですけれども、必ず成立宗教によらなければ道徳は実現できません。当な人を選びたいという考え方であります。

○圓谷委員 文部大臣に、この法案の目的についてお伺いいたします。提案の理由によりますと、宗教団体に法的能力を与えて、自由と自主と教義の分離をはかつて、そうしてその運営によってその目的を達成し、国民の福祉に寄与したい、こう述べておられます。が、この目的ということは、宗教の発達振興を目指しておるのかどうかといふことであります。この第一条の「この法律は、宗教団体が、礼拜の施設その他財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成」とある、この「目的達成」でありますが、單に財産擁護だけでなくして、またさらに正しい宗教の発達振興ということも、この法律によつて目ざしておりますかどうか、その一点をお聞きしたい。

○天野国務大臣 そう考えておりま



教でないということについて、幾多の学者が論争され、いわゆる廢仏毀釈の問題が起きました。昭和十四年の四月八日に法律第七十七号で、宗教団体法が平沼内閣の荒木文相のときに成立したのです。これによりますと、明らかに宗教と神社をわけられた。そして、しかも宗教に対しては強い国家統制で、宗教差達どころでない、抑えられたという形をとつて來たのであります。が、昭和二十年に總司令部からこれが廃止の指令が出まして、そして二十九年の十二月二十八日に勅令第七百十九号、宗教法人令が施行されて、現在は宗教となつてゐる所以あります。これは私も承知いたしておりますが、この宗教法人令によりまして、宗教法人は届出制で所得税、法人税が免除される、但し公共に害があるときには、これを解散することができるという三原則によつて現在まで來たのであります。このことにかんがみて、この法案が成立することになつたと私は思うのであります。が、だまし神社が宗教でない——私はないと思つています。個人的には大臣と同じ見解です。これをこのわく内に入れて宗教として行くことは、われ〜く國會議員として、現在重要な時期にあたつて、日本の思想問題に及ぼす影響が大きいと思いますので、この点について、もう少しお伺ひしてみたいと思うのであります。なるほど今は占領下にあつて、これは司令部の指示によつて宗教になつたのであります。この宗教の本質である、たとえば宗教には宗祖が必ずなければ

ならないと私はいつもも思う。教えがなければならぬ、信徒を持たなければならぬ、しかもそれによつて魂の教化をしなければならないということになります。ですが、日本の国の発達の歴史を見ますと、祭政一致の国家であります。その点からいたしまして、これは各家庭における祭神の行事であります。拜殿と言つております、参堂と言つております。これは神ながらの道だと私は思ふ。この神ながらの道は、つまり日本国民全部の祖先崇拜の情操的信念となつて現われております。一貫した日本の家族制度の中に、しみぐとにじむ行事が、これになつております。これを宗教にすると、宗教は憲法に規定された個人の自由であります。これを宗教にしておくために、教育基本法にひきかかりまして、文部省は、生徒を連れ参拝してはならぬ、といふよくなき基本法できつていお達しを出しておる。これは、私は日本の道であると考えておるのであります。この論争はここでやりたくなりませんが、この点について、文部大臣の私見を承りまして安心したのですが、これはほんとうの宗教ではないならば、この法案の中ではわれわれも削除しなければならないと考っております。これは私は日本の神ながらの道だと考えているのですが、いかがです。

れども、という。教とし、ですかう成りうる人との方で、おるこの原○岡(研)くださ委員会出の、案につその前、求めての申出、望であを願い、答弁のいまし思いま○渡部も先般質問をの質問ますと、ゆる四といふ、しかし、リアン、いうよ、礼拜施く、至あると、つつあ

、一方は保護を受けると公平が生ずるのであつて、信教の自由——きのうとなつた平等等というようはせぬか、この懸念がある。圓谷君の盛んに強調の理由があるからだと思ふ。それをとする必要があるのである。たる意思があるのかどうか、お伺いします。

異御説の神社、寺院、位團体につきましては、うものは、いづこの宗教でも、言ひ得るではありますからユーニテリアン等の、的まとまつた一つの団において、いわゆる単位つまりを持つて、そして全の場所を擁しております、そこにおいて、いわゆる単位の場所を擁しておりますが、この包括教團として、これは包括教團と云ふべきで、かかる単位團体としては、礼拜の施設といふことをもつてゐる。いわゆる神社、ごとき、かかる単位團体となろうとする宗教團体先ほどの目的の三つの施設を備えているといふところです。こういうふうに考へては要件としていないのを包括しているところの、實体を持つてゐる包括團、礼拜施設というものを施設がなくとも、たとえ

は無教会派とか、それから原始仏教の、  
そういうふうな活動団体は、これを宗教団体として認めて本法の保護を受け  
る、こうしたことになるのですか。

○ 篠原政府委員 ただいまの私の説明  
が足りなければ、補足させていただき  
たいと思いますが、包括教团的存在で  
あるならば、いらない、こういうふう  
に私はお答えしたわけであります。そ  
れがその母体である単位団体として  
は、必ず礼拝の施設を備えているとい  
うことと要件にして、こういうこと  
とであります。

○ 渡部委員 それならば、話が違うと  
思います。今申し上げましたような種  
類なる宗派、あるいは宗教団体は、礼  
拜の施設を持たないことがむしろ原則  
的なのであって、それを包括した場合  
と、また単位団体である場合において  
も、原則的にそういう施設を持つてい  
ないのだから、また持つことを必要と  
しないのだから、単位団体が宗教団体  
として認められないとするならば、全  
体として認める云々というようなこと  
は、單なる言葉のあやになつて、現実  
においては、法的な保護を受けないと  
いうことになると思います。

○ 篠原政府委員 具体的な事例とし  
て、私了解しにくいのでありますが、  
その母体である単位団体が、全然礼拝  
施設を持たない、従つてその包括教團  
としても全然持たない。こういう場合  
においての取扱いいたしましては、  
これはいわゆるこの法案が特定の物的  
な財産とかあるいはその管理、維持と  
か、あるいは法人としての実体を備えて  
運営していくために法人格を取得  
せしむるという目的からいへば、

かかる宗教団体が、その必要性があるかどうかということが、私は問題だらうと思います。従つて人格を付与するに足るだけの物質的な基盤的な実質を持つてゐるかどうかということに、帰一するのではないかと思います。

○渡部委員 それは大いに持つておる。というのは、たとえはどういう宗教団体にせよ、礼拝施設を持たない団体にせよ、宗教活動をなす場合に、基金の負担もあるうし、また事業の負担もあるうし、そのためには募金活動もせんければならぬだろうし、そういう場合があり得る。ところが、この法案には、募金活動やその免税に関してまで書かれておるとするならば、そういう札布施設を持たない団体が、その募金活動をするような場合には、現実にこの法案と関連して、不公平な取扱いを受けねばならぬという根拠があるわけであります。

○森原政府委員 募金活動の場合に、法人格を取得してしなければ、不公平になるということではあります、私は活動ができるだろうと思ひます

が……。

○渡部委員 それでは聞きますが、法  
人格を持つていた場合と同じような形  
での活動ができ、また完全に平等な形  
における免税といふことも、法人格を  
持たない宗教団体における募金活動に  
はあり得るわけですか。

○篠原政府委員 たとえば、家屋ある  
いは境内地に相当するものを、お持ち  
なのですか、持つていらないところに意味  
があるのではないですか。そうしま  
すと、いわゆる境内地、境内建物の範  
囲内には、免税その他の問題が出て来  
ます。しかし募金等の場合において

は、団体の代表者の名においてできるものではないか、こういうふうに考えております。はたして法人格を取得する問題にならうかと思いますが、法的には、平等に、代表者の名において募金活動ができるのじなかろうかと考えておる次第であります。

○渡部委員 それは募金活動をすることは可能でしよう。しかしながら現実問題としては、免稅とかそういう問題が起きて来るのではないかと思うのですが、収益事業の利潤に対する問題はどうなるのですか。

○櫻原政府委員 その団体が、実際に建物なりあるいは土地なりを所有して、そしていわゆることで申します境内、境内建物にふさわしい形の実体を持って、いるならば、これは宗教団体と言ひ得るのではないかと思います。

○渡部委員 そうすると、礼拝施設は持たないが、たとえば事務所を持つて、いるというような場合には、どうなるのですか。

○櫻原政府委員 単位団体としては、單なる事務所——事務所の性格もございましょうけれども、たとえば教派や教団のない場合は事務所ではないので、礼拝その他の関係の宗教上の事務を取り扱う場所が事務所であると思います。単に事務所と申しましても、いろな意味があると思います。

○渡部委員 具体的に言いますと、たとえば禪宗なんかは、礼拝施設を持たないし、持つ必要もないのです。その場所があれればそれでいいわけなんんで、その場所は、必ずしも屋内である

ことが決定的な条件になるわけではなく、い。屋外の場合は別としまして、一定の家屋があつて、そこが坐禪を組む場所になっている。しかし礼拜施設といふものは特別ないというような場合の建物はどうなるのですか。

○櫻原政府委員 具体的にはつきりして参りましたが、今の禪宗と申しましようか、いろいろございましようが、曹洞的な坐禪といふようなものは、広義に解釈して、われわれは礼拜施設といふ中に含ませて考えたい、こう思つております。

○渡部委員 一応これで中止します。

○甲木委員 私は、この法律によつて法人とならない団体の取扱いについて、まずお伺いしたいと思います。

本法案によつて法人とならない宗教団体は、この法案のいかなる恩典にも浴さない反面、この法案のいかなる条項も適用されないことになるのであります。このような場合には、法人とならない宗教団体は野放しとなつて、届出の必要もないということになるのであります。こういう場合には、こういう団体に対してどういうふうなお考えを持つておられるか、それをますお尋ねしたいと思います。

○櫻原政府委員 御意見の通り、宗教法人にならない宗教団体につきましては、この法は直接に規定する、あるいは適用になるということとはございません。しかしこの法案自体につきましては、第二条に掲げてある各宗教団体、あるいはこういう類似的な団体が宗教団体である、それが宗教法人になり得る道が開かれているのであります。能つて、かりに例をとるならば、神社、

寺院 教会など、現実に活動されておるというふうな宗教団体の方々でも、みずからこの法人になりたくないれば、ならぬともよろしいのであります。ただ本法の適用を受け、かつまたこの法上の地位の獲得を望むならば、この宗教法人法によつて申請していくだきたい、こういう趣旨であります。従つて、宗教法人以外の宗教団体も、現実にはできます。しかしこれにつきましては、この法は直接の規定を持つております。またこれは程度の問題、その他種々雑多な問題がありまして、一般的にこの法の上で、かかる宗教団体を対象とするには、非常にむずかしい問題が出て来るのです。従つてこの法案におきましては、要するに宗教法人となり得るような關係についてのみ考えたらどうだというのが、われくの意図するところであります。

の法人となる限りにおきましては、一個の独立した法人格を持つておる。権利義務の内容も、その相互の規則において関連事項を規定していただぐ、いわゆる相互規定的な方法によつていただく、こういう趣旨でできております。従つて本山的な宗派が一定の権限を持つとともに、それに相応する根拠を有する場合に、その権限行使に相当する規定を持つとともに、それに相応する根拠を寺院の方においても、あるいは教会においても持つというふうに予想をいたしておる次第であります。しかしながらこの例の、宗派の方なり、あるいはこの相互規定性といふ關係は、法会等が非法人である場合におきましては、この相互規定性といふ關係は、法の上から直接に出で参りません。あるいは宗教團体といつしまして、宗教上の關係であるとか、あるいは宗教活動の面であるとか、あるいは宗教的意味合いから遵守する、そういうことは伝統にもありますし、今までの宗風等にも、そういうものが見受けられます。それは實質的な慣習、慣例あるいは規律として考へられる向きのものでございまして、それを宗教的な意味合いから遵守する、そういうふうに解釈するし、また現実の問題といたしまして、財産権あるいは所有権の行使の制限、あるいは所有権自体の問題、こういう問題につきましては、やはり法人対個人の民法上の問題といたしまして、これが法律

されることは当然と考えております。○甲木委員 被包括團体が法人となるための申請中の場合に、それに対する御願いです。かりに例をとるならば、宗派たる法人が権限を持つかどうかという御願いです。ございますれば、これにつきましては、法の上ではまだその両当事者を縛る規則ができておりませんから、縛れないと思います。しかしながら、これはいかなる場合においてもそうであります。が、法人を新しく設けようとする場合は、宗派の方にその関係者から、あるいは宗派の方にその管理者を任命するとか、あるいは適当な宗教家を招聘するとか、いろいろな契約關係とか、慣例上の關係があるかと思います。従つてそういう意味合のものにおける拘束力は持つておるのじやないか、そう考えております。

○申木委員 次に「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる」と規定しておるのであります。が、公益事業以外の事業で、その目的に反しないといふの、及びこれに反すると考えられるものについて御意見を承りたいと思います。われくの理解し得る限りにおきましては、宗教法人も一個の公益法人と考え、民法三十四条の特別法人と考

えておる次第であります。従つて、宗教法人の公益性という観点から申しますが、宗教法人が公益事業以外の、すなわち營利目的的な活動をするという場合におきましては、これは公益法人として行き過ぎておる、こういうふうに考えております。しかば、ここでいう「公益事業以外の事業」とは、いかなるものかということをございます。種々あるうちかと存しますが、一、二の例を申しますならば、その教化宣伝のために必要な文書を印刷するとか、あるいは出版するとか、あるいは託児所を営むとか、こういう種類のものである限りにおいて、われくは一応公益事業以外の事業と理解しております。○甲木委員 従来の宗教團体、なかなか新興宗教の中には、この法案の適用を受けんがために、宗教法人株式会社とでもいべき宗教團体をつくり、たびたび新聞紙上にぎわしましたが、私はこの法案ができるも、今後もさらに營利本位のインチキ宗教が続出します。が、私はこの法案ができるも、今後も善良なる大衆を欺瞞し、社会の不安を助長する結果になりはしないかと懸念するものであります。しかも公益事業以外の事業についての停止命令をしている第七十九条に規定するところの条項は、きわめて寛大であります。かつた第八十八条规定の罰則も、あまりにも私ども寛大過ぎはしないかと思うのであります。思ふに、過度の特權に守られた宗教には、必ず腐敗があり、眞実の祈りと戦慄はあり得ないと思うのであります。従つて宗教團体の健全なる発達を希求する意味において、その主目的のいかんにかかわらず、宗教法人が公益事業以外の事業をやるという場合、他の法人が事業をや

る場合と同様に、法の取扱いを受くべきだと思うのであります。すなわち宗教の本質は、あくまでも人生の欠陥を補完とすることが、根本目的であるのでございますが、ただ利潤追求の営利事業に陥るおそれがないかどうか。またこの場合におけるところの課税は、どういうふうに考えておられるのでございますか。

○羅原政府委員 ただいまの御質問でございますが、先ほど一言申し上げましたように、宗教法人が営利を目的とする事業はふさわしくないと、われわれも考えております。しかしそれ以外の、目的に反しない事業を営み、収益がある場合におきまして、その使途につきましては、六条第二項に明記しております。しかしその税的取扱いと、いう面から考えてみますとき、収益を伴う事業を営む場合におきましては、その前提である、先ほど一言しましたような公益法人と同じ内容、同じ程度におきまして、一般の社会事業、公益事業、こういった事業を営む場合における収益と同じように、かかる法人の場合と平等な取扱いを受けております。従つて、税の点について具体的に申しますならば、その収益の——私の記憶にあるのが正確ならば、約三〇%はその法人のために使用され、残りの七〇%について税がかかる、こういうふうに了解しておりますが、これは單に宗教法人の収益事業のみでなく、公益法人その他社会事業等において認められておりますところの事業の場合におきまして、それが収益を伴う場合と同様に、平等な取扱いを受けておる次第でございます。

○甲木委員 次に第二十二条についてお尋ねしたい。この条項については各委員からいろいろと質問が行われておるのでございますが、代表役員及び責任役員の資格、任免、職務権限等は、宗教法人の特殊性に応じて自由にその規則で規定ができるということになつ

教義、住職の宗教的人格、識見といふ要素といふもののが中心となつて発達して来ておるのであります。これは宗教団体としては当然のことであり、これがまた宗教団体の特性であります。そうして必要な不可欠の要素でありますとして、この要素を備える団体は健全なる発達を遂げ、その要素を欠く団体においては、漸次衰弱して行くのであります。この点から考えますとき、この法案において、教義すなわち中心者となる資格等を、格別に規定しておいた方がよくなはないかと思うのであります。すなわち宗教法人の役員として適当でない者でもと、いうような条項を入れる必要がありはしないかと思うのでござりますが、御意見承りたいと思います。

定を設け、かつその職務権限も、資格要件も、その規則において定めていた。だければけつこうだ、またこれによりまして、宗教活動あるいは特殊性といふようなものも、そこから出て来るのではないか、こういうふうに考える次第であります。

○森原政府委員　お説の点ごともつとも  
な節が多いのであります。しかしながら  
われ／＼いたしましては、宗教團體のた  
めに財産管理、財産検査とい  
面につきましても、事柄が宗教活動に  
必要な財産であり、また資金であり、  
財産その他の運営であり管理である、  
こういう面につきまして嚴重に監督する、あるいはその中に立ち入るとい  
ふことは、非常にむずかしい事柄も考  
えられますので、この点につきましては、全体的に信教の自由を保全する建  
前の上から、また政教分離という建前  
の上から、お説の点ごともつともであります、その意思に沿うように、實際にお  
おきました、その運営よろしきを得  
るようにしたいと思います。しかしながら  
がら立入りあるいは停止、監督、こう  
いうことは行き過ぎだらうとわれ／＼  
は考えておる次第であります。

として承りました場合に、神社は大体宗教でないということが、ほぼ明確になつた。そこでお伺いしたいのですが、現在この法案は、神社を含めたもので通さないと、財産権の擁護の問題が起つて参りますので、現段階としては、神社側もこの法律を適用させてもらいたいという要望があるようあります。しかし、将来は大いに研究されて、神ながらの道、すなわち日本人の歩んだ道というものを、神社法なり何なりで別に考えなければならぬという御見解を持つていらっしゃるかどうか。特に私が心配いたしておりますことは、日本は神社を中心とした祖先崇拜という情操を持つております。でありますのに、日本にはほんとうの宗教はないのだ——宗教的情操は、他国民に落ちない。ゆえにインドにはほんとうの仏教が発達しないで、一たび日本に参りますすれば、あの奈良、平安の頃乱たる日本仏教が完成された。儒教が入つて参りましたし、信長、家康の頃孔子様が支那に説いても行われなかつたが、日本に来る三百年の天下が孔孟の道によつて教えられた。キリスト教が入つて参りましたが、信長、家康の頃彈圧にあつて一時消えたが、日本に来ましたときに、日本人の大和民族の血を通せば、日本のほんとうの宗教が勃興するという考え方を持つておる。これが基礎になるのが、すなわち日本の道である、こういう考え方を持つておりません。しかしこの際は、神社も一応ボツダム政令によつて宗教と認めろといふ指令もありますので、これは私は固執いたしませんが、大臣としては、将来のこととは大いに研究しなければならぬ問題であるといふような御見解を持つていなうかどうか、これは重大

問題だと思う。

○天野國務大臣 私は現在の取扱いとしては、これがよいと思つております。けれども、また国民の要望というようなことも考えなければなりませんし、将来また研究するということもいたしたいと考えております。

〔岡延〕委員長代  
委員長代理着席

ところで、この法案は新興宗教を抑える法案ではないかというようなことが、私のところにも参つております。戦争後における宗教の勃興は、世界共通のことである。イタリアなどではカトリック政黨が出て来たというような状況であります。が、日本も日露戦争後においては、キリスト教界には海老名彈正、綱島梁川、内村鑑三、仏教界には角野定觀のとき名僧が現われ、ほんはいとして宗教が興つた。日本において今新興宗教が大分できて参つたのであります。ですが、これは私は国民の魂の要望だと思つております。また一つには、届出制でいろいろな營利事業ができる、また免税もされるというような点からも興つたかとも思われますが、既成宗教に対しても、先ほど篠原さんからのお話でありますと、この宗教がさつきの四つの規定がなければ審議会において認証されない。その認証されない宗教がたくさん残るわけであります。ところが宗教であつても、宗教法人となりたくなければ、ならなくていいのです。が、これらが營利事業その他を必ず営むだらうと思います。どの宗教でも、初めは新興宗教は信者も少いし、もちろん新しい宗教が現わされて来て、古い

宗教がすたれるということは、歴史の示すところであります。新聞等では、新しい淫祠邪教と言つておりますが、私はそうは考えておりません。日本の国民の魂の要求だと考えております。これら問題について、この去秦のよ

かに何か別な新しい宗教に対するお考

○天野國務大臣 やはり宗教というものが、一つの団体として成り立つて行くには、その財産というものが確立しておることが、ぜひとも必要なことではないか。だから、そういう財産が成り立つようになると、しかしまだ立ち入つて、宗教というもののの中に入つて指導をするようなことは、政府のすべきことではない、それは宗派自身のすべきことだと思う。政府は、そういう宗派の中に入つて何も干渉しない。政教分離という意味も、宗教団体に政府が立ち入つた干涉はしないといふことが、私は趣意だと思つております。そういう趣意で、宗教の健全なる発達と育成をしたい、こういう考え方でござります。

教を真にあこがれておりました。実際私は宗教振興法案を立案した一人でもありますして、ほうはいとして、日本の宗教が興る状態をこいねがつておりますがゆえに、單にこれだけで——私は古い宗教は、一応反省期に入ると思いますが、これで擁護して行つたならば、どうなるかという心配がある。これもまた進化論の原理が行われると考えておりますので。この法律は、決して悪いとは申しませんが、国家でもつてこれを保護してやる、信教は自由である。そうしてはんとうに名僧達識が出て集まつて来る、そうして国家で財産を保護して、はたして第一条の目的を達成されるかということが心配なんですが、いかがですか。

○圓谷委員 ある方が発達にけつこうだということは、ないよりはましだと  
いうことにも解釈できるのですが、宗教の根本から行くと、仏様は、欲望を捨てる、百八煩惱を捨てると、煩惱滅却論をうたっていますが、こういうことをやるのは、かえって宗教の発達を阻害するのではないかと思つておるのです。これはちよつと極端になるかもしれないのですが、むしろこういう法案は、もう少しお考へになつた方がいいじゃないかと、これを見て考えておるのでですが、これは論争になりますから一応やめます。

○天野國務大臣 最後に、政教分離という意味です。これは大体国家のあれと区切るわけですが、たとえば、こういう点はどういうようになるのでありますか。宗教の政党というのができたと仮定する場合、たとえば、天理教なら天理教の主体が一つの政治活動を起す、政治のにおいがする政党を一つつくるという場合は、絶対この法案で、できないわけですか、そのところはどういう意味ですか。そういう場合を予想してお伺いします。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

たものだと思う。しかし、古いところの宗教の、ただ單に昔の信者によつてできた殿堂、伽藍その他山林、田畠いろいろございましょうが、このものだけを擁護して、真に新しい宗教が没却さしてゐる。よほどう、今、日本こ

宗教が盛んになるから、それが新興宗教を圧迫するとかいうことは、ないと 思います。おつしやる通りに、魂の要 求なんですから、ほんとうに要求に応 ずるような宗教ならば、だん／＼に発 達して行くでございましょう。大体と して、私はこういう法案のあること

○圓谷委員 ある方が発達にけつこうだということは、ないよりはましだと  
いうことにも解釈できるのですが、宗教の根本から行くと、仏様は、欲望を捨てる、百八煩惱を捨てると、煩惱滅却論をうたつておりますが、こういうことをやるのは、かえつて宗教の発達を阻害するのではないかと思つておるのです。これはちよつと極端になるかもしれないのですが、むしろこういう法案は、もう少しお考へになつた方がいいじゃないかと、これを見て考えておるのでですが、これは論争になりますから一応やめます。

○天野國務大臣 最後に、政教分離という意味です。これは大体国家のあれと区切るわけですが、たとえば、こういう点はどういうようになるのでありますか。宗教の政党というのができたと仮定する場合、たとえば、天理教なら天理教の主体が一つの政治活動を起す、政治のにおいがする政党を一つつくるという場合は、絶対この法案で、できないわけですか、そのところはどういう意味ですか。そういう場合を予想してお伺いします。

— 10 —

…。それではこれで終ります。

○松本(七)委員 先般若林委員から、政教分離についての御質問があつたの

であります。そのときに、政府委員が別に宗教の内容そのものに立ち入るといふのではなくして、ここにあります通りに、宗教を保護し、その発達を助けるという意味からして、その意味

答弁があつたのであります。どうも納得ができないままに、そのままになつておつたのですが、大臣の政教分離についての見解を、明らかにしておいていただきたいと思います。

○天野国務大臣 私はやはりそうではないだらうと思つております。政教分离といふのは、宗教団体に対して、政府がいろいろな保護を加えるとか、いろいろなことはあつても、宗教そのものにはどうだとか、そういう宗教の自由を束縛するようなことは何もないといふ教義はよくないとか、こういうことに立ち入つて、その宗教団体のこういふことはあつても、宗教そのものにはどうだとか、それを補助するといふことはないのではないかと考へます。

○松本(七)委員 たとえば、特定の宗教を奉じておる私立学校に、政府が財政的な援助を与えるといふようなこと

は、どうですか。

○天野国務大臣 特定の宗教を、何か政府が補助するということは、私はしないのではないかと思います。そうではなくて、私立学校として補助すると

いうことはあつても、特定の宗教なるがゆえに、それを補助するといふことはないのではないかと考へます。

○松本(七)委員 この問題は、もちろん私立学校に補助することがあり得ることとは当然ですが、特定の宗教奉じておる私立学校を、特に除外するのかどうかということです。これは大切な点だと思います。私立学校の補助といふ名において、特定の宗教を奉じておる学校だけが優遇されるということがあり得ることなんですが、この点を伺つておるわけで

○松本(七)委員 もちろん、個人としてはあらうと思いますが、大臣という地位にある人が、個人の立場でそういうことを、現在この客觀情勢にあるとき、やられることが、はたして妥当かどうか、われくはこれは行き過ぎじやないかと思つております。この点も事実を御存じなければ、事実を明らかにして、少し大臣に再考を促したいと思います。ひとつ考慮していただきたいと思います。何か聞いておられませんか。

○天野国務大臣 私は、それは特定の宗教を奉じておるがゆえに、特にこの学校を補助するとか、特定の宗教であることには、さしつかえないといふ解ですか。

○天野国務大臣 そうすると、宗教の内容に立ち入らずに、宗教団体そのもの何らかの援助を与えるといふよう

なことは、さしつかえないといふ御見解ですか。

○松本(七)委員 そうすると、宗教の内容に立ち入らずに、宗教団体そのもの何らかの援助を与えるといふよう

なことは、さしつかえないといふ御見解ですか。

○天野国務大臣 その宗教がどうであるとか、これがどうであるとか――それはもちろん非常な場合においては、文部省が取締らなくても、当然警察で取締るような場合があり得るわけですが、そうでない場合においては、政府

が別に宗教の内容そのものに立ち入るといふのではなくして、ここにあります通りに、宗教を保護し、その発達を

助けるという意味からして、その意味

しよが、いやしくも大臣という地位

で政教分離ということが私は言えると思ひます。

○松本(七)委員 私たとえば、特定の宗教を奉じておる私立学校に、政府が財

政的な援助を与えるといふようなこと

は、どうですか。

○天野国務大臣 たとえば、特定の宗

教を奉じておる私立学校に、政府が財

政的な援助を与えるといふようなこと

は、どうですか。

の委員の方からも御癡言があつたよう  
であります、が、まだ徹底しておらない  
ような感じがいたしますので、もう一  
べんその点について、私自身の疑問を  
質問いたしたいと思います。今私は、  
ここで宗教法人令を批評しようとは思  
つております。あるいは、また占領  
治下においてあの政令を出したという  
ことの理由についても、十分認めなけ  
ればならぬ点があると思つておるので  
あります。つまり神社・神道といふものに対する  
態度を確立して来ておつたのであります。  
これは、私から申し上げるまでも  
なかろうと思います。三殿の儀式があ  
りました際に、外国の方々は、これは  
宗教行事であつたならば、われくは  
宗教上の感じから参列できぬと言いま  
したときに、これは日本の国家的なり  
つばな儀礼である、これには宗教の要  
素がないものであるから、国家の行事  
として当然出席してもらいたいと言つ  
た記録の上に、われくは承知してお  
ります。爾来これらの人々が三殿の儀式  
に連なり、その例に従つて諸儀式に連  
なつておつたことも、承知いたしてお  
ります。また戦争前において、靖国神  
社、護國神社等について、ほかの宗教  
を信じております宣教師等にも、そ  
ことを明確化して、これは宗教行事に  
あらず、偉人の記念堂なり、またこれ  
に対する敬意を表する道であるといふ  
ことを説明して、宣教師らにも、ある  
いは護國神社に、あるいはまた靖国神  
社に行つて敬意を表することについ

て、理解せしめることを行つておつたのが、私ども過去においてとつて来た実行の記録であります。これに対して、その人方へ、そういう理解を持つておつたことも事実であります。かかるに、そのことがいわゆる軍国主義のために行き過ぎて用いられまして、戦争のための宗教的な分子がそこに出で来たとされて、宗教法人令において、神社のそうちしたものが一切切り離された過去の経過も知つておるのであります。ところが、われ／＼がいわゆるレリジョンというものでなく、国民的感情といたしまして神社に対しても持つておるもののが、依然として宗教という範疇に押し込められておるということでのこの法律が出ておることと、占領下においてまだ時期にあらずといつつの感じが起らざるを得ない。政令制定當時におけるいきさつは、わかります。またわれ／＼は、過去のものを決して正当化しようというものではありませんが、その民族的な感情として残つておるものがある今日において、どうしても神社からいと改憲によればよ

する考えは、ただいま承った通りに、私も思つております。けれども、神道というふうなものを、全然この宗教的な範疇から除外せねばならないということは、私は言えないのでないかと思う。やはりこれは一つのプリミティヴな宗教といつてもよいのであつて、これによつて弔いもやられておるし、また結婚式などもやられるし、また神社に参拜されておる。こういうことはやはり一種の宗教的感情であつて、これを宗教的な範疇からぜひとものけてしまわなければならぬというわけには行かないと思つております。本来の理論的な根拠から言へば、それは宗教でないといふことが、十分言えると思ひますけれども、これまでのしきたり等から考えてみれば、一種の宗教だといふふうにも見られるから、現在の取扱いとしては、これを宗教という範疇に入れて取扱うのが、適当な处置だというふうに考えております。

りはせぬかということをお尋ねしております。今大臣の仰せになりまし  
た神社神道の中に、宗教的な要素のあるものもある、これを私は否定は  
いたしません。しかし以前からそこに截然として区別されておりましたハイ  
神道と申しますようか、高部神道と申しましようか、宗教的な色彩のない別  
の一つのものがありますが、私どもが他の宗教を信じておりました場合で  
も、やはり護国神社に参ります。維新  
時に自分の地方のために命をささげた偉人の記念堂として、そこに行くこ  
とを喜びしております。また私は、  
今日でも靖国神社に参ります。そして  
軍国主義という範疇ではなくして、儀  
式の精神を持つて國のために命をささ  
げた人の記念堂としてそこに行く。宗  
教行事をのけて、そこにそういうもの  
が存在していることを、私は喜びとし  
ております。こういうような点の区別  
なしに、これを全部宗教として、この  
法律の中にたたき込まなければならな  
いというところに、現在日本人の国民  
的感情として残つておるもののが無視さ  
れている点がありはせぬかということ  
を、はつきりしたいがゆえに、これを  
申し上げて いるわけであります。この  
点に対する大臣の御見解をもう一べん  
承りたいと思います。

あつて、これは広い意味においては、やはり宗教的なものを持つておるといつてもさしつかえない。現在の実際の取扱いとしては、やはり神道といいますか、神社というふうなものも、宗教の範疇に入れて扱うことがよい、こういう実際の取扱いかから、この議論をしているわけでござります。もし、まったく宗教的な意味はない、儀礼なんだと、こういえば、キリスト教でも、仏教でも、ある意味でそういうものがあると思うのです。仏教でも、坊さんをある意味では、ただ弔いをやる人だ、こういうふうに考えて、そこに何の宗教的なものもないということだつて、して言えば言えるわけです。神道の場合に、もし宗教的な意味を持たないものがあると言えるなら、仏教に関しても、キリスト教に關しても、あると言えると思う。そういうものの根本をたずねれば、人心が人間の魂の故郷といふものを求める、そういう一つの宗教的情操から由来しているという意味で、広い意味では、これを宗教といふ範疇に入れてもさしつかえない。現にここで言つているのは、それを取扱う一つの法律上のことですから、私はこれを入れることに、何らさしつかえないという考え方であります。

その儀式、あるいは仏教で取扱います。ものは、必ず一つの人間外の対象をしてあると理解しております。そして、儀式が人間と人間との間に行われる。ところがそうでない無宗教家の行いまする儀式は、まったく倫理的なものであります。その倫理的なもの、道義的なものと、宗教的なものとの間に、截然たる区別があると私は理解しております。ところが、たまたまの大臣のお話では、キリスト教の神を通しての結婚式も、あるいはまだ仏を通じての仏教の儀式も、そうでもないものも、みな同じだということになると、普通慣例による倫理的な関係の人間と人間との間に行われるものと、神仏を通したものと、すべてを混同しておるというお答えのようになります。私は、その宗教行事と普通の慣例、あるいは倫理的な行動との間に、截然たる区別があるんだということを考えておりますから、その点は意見の相違であるか何であるかしりませんが、大臣は何でもかんでも一緒だとお考えになりますか、もう一ぺんお尋ねしたいと思ひます。

○ 笹森委員 それ以上は議論になります。すから、その点は差控えます。私は、少くともこの法律を出す時期としては、現段階は最善の時期ではなかつた、こういうものをつくつても、いざまた再考しなければならない時期が来る。しかし、これは宗教法人令よりも一步を進めたものであるということは、私も否定をしない、こういうことはなかなかうかと私自身で思つておりますが、この点は質問でなくて討論のときに申し上げたいと思ひます。

その次に、本論に入りますて第一条のことになりますが、これは公聽会においても、いろいろ問題になり、質疑応答を重ねましても、公聽会の席で意見を発表しました学識経験者あるいは利害関係者からも、遂に截然たるものを見得ずして今日に至つておる一点であります。「この法律は、宗教団体が」と申しております。先ほど来この委員会においてもしばしば御質問があり、御答弁があつたようであります、が、この「宗教団体が」という宗教ということに關することが、やはりここではつきりしておらぬのであります。そこではつきりしておらないものを、ここにもう当然のこととして掲げておりますところに、この法案全体を通して、これを理解する上に非常に困難性がある。ですから「宗教団体が」とい

いなれば、やはり何が宗教であるかと  
いうことを明確にするのでなければ、  
この法律の成立の意味がないじやない  
かとさえ考えられますが、この点につ  
いて……。

〔「公聽会ではそんなことは言わな  
い」と呼ぶ者あり〕

○佐藤(重)委員長代理 私語を禁じま  
す。

○笹森委員 公聽会のある人が、そう  
いうことを言つておる。その点につい  
て、宗教 자체の定義を、この法案でき  
めておらないということでおろしいか  
という点について、大臣の御意見を承  
ります。

○天野国務大臣 宗教といえば、この  
法律で言ふときには、普通にだれでも  
理解していられるように、個人が自分の生  
命の源として絶対者というふうなもの  
の存在を信じて、しかもその個人と絶  
対者との間を媒介する媒介者といふも  
のがある、こういう三つの要素を備え  
ている場合に、これを宗教といふよう  
に理解しておるのであります。私はご  
く普通のだれでもがしている世間通用  
の概念で、これはさしつかえないとい  
うふうに思つております。

○笹森委員 ただいまの点は、特に記  
録に残りますから、これは私どもが大  
臣の言として、この法律を運用する上  
に、根本のものとしなければならな  
い。この間の公聽会の席でも、宗教と  
いう言葉の定義は百種類以上もあり、  
容易にできるものではないというこ  
とで、この法律でこれを明らかにしない  
方がよろしいという一公聴人のお話が  
確かにありました。ところがただいま  
のお話では、普通だれでもが考えてお  
るただいまのお話の通りのものを一応

宗教とする、こうしたことあります。が、ここに私どもは、そういう考え方で、私どもはそれは不十分だ。だから、この後に出で参ります所轄厅のあるいは地方の審議会なりあるいは知事なりが、大臣の今のような理解の通りに、多くの人が、みな千編一律にこのことを処理するということに対しても私は実は非常な不安と疑問を持つのであります。が、大臣の今言われました通りのことが、はたして地方審議会においても、あるいはまた地方厅の所轄厅においても、その通りの理解をもつて今後臨み得る、そこにまたそれ以外の弊害は起つて来ないのだという御確信を持ってこの法案を御提出なされておますから、その点についてのお答えを願います。

○ 笹森委員 特に国家がこれを奨励あるいはまたこれを保護するという立場に立ちまする場合には、ただいまのお話だけでは、まだ私どもは、この法案を通すにつけどうだというわけには行きない要素があるようを感じられる。というのは、宗教生活そのものが、すなわち社会生活であり、あるいは家庭生活であり、団体生活であり、国家生活であるのでありますて、これは非常に影響するところが多いと思うのであります。だからその絶対者に対する理解が内容的に——この法律は内容理解しない。宗教の倫理性というものを強調しないければ、この法律案といふものは、が、少くともこれは倫理的でなければならぬ、道義的でなければならぬ。一つの考え方、社会にかもすといふ結果が生れるのではないかということを、実は非常に懸念しておるのであります。ただいまの絶対者に対します多くんの弊害を國家、社会にかもすといふ結果が生れるのではないかということを、あるいはまたこれが仇敵あるいは復讐から来るというようなごく原始的なものが、まだこの人間社会の中にたくさんあります場合に、少くとも国家の権力をもつて法人格を与えてするというならば、この法律の中に、やはりそうした思いやりが、ぜひ必要ではないでありますか。この前にも御説明があつたようですが、宗教の新旧大小は問わない、あるいはまた正邪をさえ聞

わないので、その言葉の表現があつたのであるが、そろではなくて、やはり宗教の倫理性といふものは、どうしてもどこかこの法律の中にのわせ、あるいはまたその精神が貫いているという感じがなければ、今後宗教行政の上に國家が立ちまする場合に、非常に缺陷があるのではないか。この法律案の中にも、宗教の倫理性のにおいを強く出さなければならぬと思うのであります。が、その点についての大層のお考へを承ります。

る場合には、ある一つの最低の基準が示されなければならないのではないでないか。ところが、その基準がはつきりさらずにここに出ておるというところに、危険性を感じておるわけであります。それは中央審議会ならば、学識経験者も出て来ましよらし、あるいは宗教学者も出て来ましよらし、いろいろの他の人も出て来ましよらが、地方においては、それが非常に欠けるところが多いのではないかといふことを心配する。従つて、話はそこに多つこのであります、日本基督教団

幸いと言ふと、はなはだ相済みませんが、次の機会に中央審議会に参ります。するが、それを拒否しないという場合における判断についての危険性の払拭をどうするかという質問であります。

○天野國務大臣 地方厅だから何で間違うということもないのではないのか。地方厅でも、相当の方が今はおこなうのですから、間違はないのじやないか。しかしそれが間違つた場合には、それを中央で取消しをすることもできるから、そういうことによつて、弊害を

の隣りの県へ行つて認証を受けるところもあり得る。こういうところに、人間は万能ではありませんから、その府県の知事の考えによつて、取扱いによって違うことがあり得るのであります。それで、結局するところ、私はすべて一応中央の審議会にかける。この新しい法律ができたときに、実際にこの中央審議会にかける。そしてその後に起つて来たものについても、同様の取扱いをするということだが、ほんとうに親切なことであり、この法の日付をいつに、施行を行ふことを

に入るのでありまして、初めの他の道府県における認証を拒否されたものにつきましても、あるいはそれについての訴願等の道が考慮されておる。そういう場合におきましては、認証取扱いの問題につきましては、中央の宗教法人審議会の議を経て審議されるとことになります。従つて最悪の場合につきましては、全国同じよう宗団体の平等あるいは宗教性を尊重たいという趣旨から、中央に一つ設いた次第であります。

ことが必要でありますから、審議会を設けるのであって、ただ、今申したような、何かを信仰しさえすればいいと、いうのであれば、届出制でいいので、この審議会を設けようというのでは、宗教の倫理性というものの顧慮から、こういう審議会といふものが起るのであつて、笹森さんの御質問ですが、私は非常に意外とするところがあります。そういうことを問題にしなければ、審議会も何もいらないのではないかと思うのであります。

○ 笹森委員 その意外が、実は意外なものであつて、審議会の最低基準といふものが、ここに示されておらない。この法律の中で、審議会が何によつてこれを審議するかというような心づかいが、十分現われておらない。いわんや地方所轄廳においては、その基準がなない。実は私はそれを一番心配しておるのです。結局意外とする点は、意外でないのでは、おそらく大臣の意外とする点を私は心配して話しておるということが、合点行かれるのではないいかと思ふのですが、十分現われておらない。いわんやいはまた地方長官にせよ、一体審議

○天野國務大臣 これはそういう審議会の標準といたしまして、この法律で規定しなくともいいのではないか。審議会を設けるということは、審議会がそういう標準をつくつて、適当な審査をするということだと想うのです。だからして、倫理性ということをここで何を強調しなくとも、審議会をつくるということが、宗教の倫理性を顧慮しておるということをすでに示しておることなんだ、こういうふうに私は思つております。

○笠森委員 中央審議会に関するお話をされ、それでお答えがあつたのであります。が、地方長官についてその懸念はどう払拭されるか、お答え願います。

○天野國務大臣 地方でもつて拒否された場合に、それを中央で審議するわけあります。

を防ぐことかであります。何もないというよりとも、そしてただ届出ということよりも、こういう審査を経るということの方が、はるかに私はよいことだといふうに考えております。

○ 笹森委員 私の懸念しておりますのは、やはり中央の学識経験者、あるいは中央審議会ならば、私どもは信頼してよからうと思うのでありますけれども、日本全国の知事が——今度どちら方が当選されますかわかりませんが、それは今お話をような方もありましましようけれども、そうでない方もなり得るという懸念も多分にあり得るから、実は申し上げているのであります。私の結局のお尋ねはこうなるのであります。あらゆる宗教は、新興宗教であろうと、あるいは古い宗教の法人法による取扱いの認証を受けたものであろうと、すべて中央の審議会を経て文部大臣が見てやるという方が、ほんとうに公平に行くことになりはしないか、たとえば、ある県において認証を受けたものが、その県で認証を受けなかつたものが、

的を遂げるために、適當な方法であります。はしないかということを思ひますので、第五条の所轄庁を、都道府県の知事とするということは、むしろよけないことで、これは省いて、全部中央にすべきではなかろうか。そうしなかつたならば、そういうふうにましましてなると、いう懸念があるので、その点に關する大臣の御見解を聞きたいのです。

○天野國務大臣 篠森さん、これは辰巳抜いのことになりますから、政府委員からでいけませんか。まず政府委員から説明させて、不十分だつたら私がやります。

○福原政府委員 ただいまの、各都道府県で一応宗教団体が宗教法人に申請いたしまして認証を受けたが、ある場合はおきましてはそれが拒否された。こういう場合におきましては、認証の取消しの規定がございまして、他の府県で認証を取消したとか、あるいは認証を受けない、こういう向きのものは、認証の取消しを何人といえども請求するが、これが再び再審査の活動段階に入ると、これが再び再審査の活動段階に入ります。

○天野國務大臣 確かに鈴森委員の  
つしやることも、一理あると私は思  
ますが、しかし多数のものを取扱う  
に、一時に中央でということが無理だ  
といふようなこととか、いろいろな事  
情から、この手続上のことを考えた  
でありますようが、しかし実極する  
に、大臣の——今、この事務上のことでなくして、総体的な上からのお尋ねをしてござるわけであります。

いうことになれば、そういう弊害も起らないのではないかという考えを持つております。

○佐藤(重)委員長代理 笹森君にちよ  
つと申し上げますが、ただいま参議院  
側から、大臣の出席を要請して来たの  
でありまするが、どうでしようか。も  
う三十分以上あなたの御質問は続いた  
のですが、まだたくさんございましよ  
うか。

○若林委員 法務関係の御當局の方から、一応念のために御所見を承つておきたいと思うのであります。従来宗教といふものは、先ほど笹森委員からもお話をありましたように、種々難多でありまして、これはアメリカといえども、一口に記憶のできぬくらい数がたくさんあるわけであります。日本であるから、文化が低いから、新興的にたくさん興つて来るといふものではないのであります。難多ないろいろな宗教があり、これがもまれて行つて初めて正しい宗教が芽はえて来ると思うのであります。直接この衝に当ります個々個人の、この法案に関する代議士諸公の気持ちにおきましても、いろいろかわつて来るのであります。いわんや行政面の末端において、やはり宗教の自由がありますので、おの／＼特異の信仰を持つておるのであります。自分らの信仰する対象ならばわかりやすい

すために信仰の内容その他が理解しにくいから、この八十四条で、差別的待遇をしないよう、宗教の特異性を尊重するようという注意書き的のものになつておると、われくは心得ております。そこでこの信教の自由とあります。その点でこの信教の自由と、いう言葉で、宗教の尊重性なり平等性を表わしておるのであらうと思うのであります。しかし、ともすれば、そういう自己の信仰内容あるいは宗教の特異性が理解できないために、末端の行政面においては、差別待遇をするがごときおそれがあるわけであります。そこで宗教関係者の方の要望としては、信教の自由の次に、もう一つ平等を入れようという希望さえもあるわけなんですね。この点厳密に言えば、信教の自由といふ言葉の中に、平等といふ意味も含まれておるとは思うのであります。この点、法務関係の御当局の御解釈を承つておきたいと思います。

べきでないということを含んだ意味で、これが立案されておる、そう解釈いたします。

○若林委員 次に、第三条に、境内地の定義を定めてあるのであります。古い境内地や古い建物だけを免税保護するという意味からいつて、境内地の定義から参りましても、古い建物や境内地といふものは明確にわかりやすいのであります。新しく境内地となり、あるいは宗教境内建物としてここに建てようといふわけで、その土地あるいは建物を宗教法人が取得しようとする場合の取扱い方であります。が、いかなることを条件とし、境内地とみなすか、これは宗教法人としては、他の附則の第二十六項十七項に関連をするのであります。大いにこの利害關係が反することになります。この点同一府県内においても、これを取扱います箇所によつて、区別をつけられておるといふこととの実情であります。この点相当まだ係争中の事柄もあると心得ますので、法務当局の御意見を承つておきたいと思います。

○林(修)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたしました。第三条におきましては、境内地、境内建物の定義を書いておるわけでござりますが、これはここにございます通りに、やはり本邦の建物とか拜殿とか、あるいはこういうような宗教の本来の目的のために用いられる建物あるいはその敷地とか、その他これに密接な関連のある土地建物につきまして、これを境内地あるいは境内建物と称しておるわけでありまして、今仰せられました予定地あるいは予定

第三条の規定からは、ただちには出来ないのじやないかと存じます。附則の第二十六項、第三十七項におきましては、やはり「宗教法人がもつぱらその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」と、こういうふうに書いておりまして、この税法をそういう予定建物として、この税法をどういうふうに書いておきましては、どうもそこまでは入らないのじやうか、これは立法政策の問題でござりますが、この条文解釈といたしましては、どうもそこまでは入らないのじやなからうかと考えるわけであります。

○若林委員 その場合は、登録税その他がいるということになりますか。

○林(修)政府委員 まだ本来の用途に供されていないという場合におきましては、やはり登録税はいるということでは、やはり登録税はいるということに相なろうかと存じます。これは事実の認定問題になるわけですが、そこに全然新しい土地を買って、今までの宗教法人の用に供されていないことになれば、やはりこの条文解釈としては、そういうことになるのではないかと存じます。

○若林委員 すぐ建物を建てる場合では、明確になるから登録税が、いわゆる附則二十六項、二十七項の適用を受ける、それから少し時日を置いてやる場合は受けることができない。こういう解釈ですか。あるいは、そうなれば日数その他は一体どれくらいの期間を予想するか。

○林(修)政府委員 実はこれは具体的な事例があたりましては、そこは課税

思いますが、結局条文の解釈といったまでは、その宗教法人が、自分の宗教の本来の宗教の用に供するかどうかといふことの認定ができるかどうかという事であります。そこはおのずから社会観念上の判断でやるべきことであらうかと思つております。

○若林委員　これは私は将来伸びこむとする宗教法人にとつては、相当重大な問題ではないかと考えるのであります。まして、今日これ以上の御答弁を要求することは無理かとも思いますので、この辺でこの二条について一応了承することにいたしておきます。

次に、これにやはりよく似た事柄になりますが、宗教法人が登録をし、所存する宗教法人自体は、その土地を使わないのでありますけれども、その所属の宗教法人といいますか、教会でいふ親教会、子教会の関係からいえば、子教会であります。その所属の宗教法人が資力がないために、包括団体である宗教法人が土地を買いまして、使用するのは所属の被包括団体の宗教法人である場合なんです。言いかえれば、東京に本部があります。その本部の宗教法人つまり包括団体が、横浜にある教会のすぐそばに土地を買つて、その土地を横浜の被包括宗教法人が使つておる場合、やはり第三条のそのものの境内地として、同じような取扱いの方を受けるかどうかということを伺いたい。

て、その包括教会なり教派の方が持つております土地なり建物を、その包括される宗教法人が、三条にあげますような用途に供しているというときには、境内地あるいは境内建物になるかと思うのであります。問題はあと附則の二十六項なり二十七項の免税のことに関連して来るかと思うであります。が、このところは、宗教法人法の条文から拜見いたしますと「宗教法人がもっぱらその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」こういうように指定しております。従つて問題をわけて考えますと、二つ問題が起るのはなかなかかと思ひます。包括団体と申しますか、教派団体とその寺院なり神社の單一団体の方と同じ法人である場合には、これは大体ここから申しましても、疑問の余地はなかろうかと思うであります。その法人が違つておるとか、宗教法人が、包括する団体と被包括団体の寺院なり神社等が、宗教法人として別な宗教法人になつております場合に、この適用があるか。これは解釈いたしてみますれば、この登録税法なり地方税法の免税規定はやはりこれは宗教法人がその宗教の目的のために使うといふ趣旨のものを免税する趣旨であつて、思ひのありますと、ただいまの場合を考えてみますれば、宗教団体の性格は、法人格は違いますけれども、同じ教派であり同じ宗派の各団体に使わせておるという場合でございますから、多少地区的にははつきりしない点がなまではございませんが、この解釈といつてしましては、登録税法なり地方税法の免税規定を適用し得るものではなかろうか、かように私どもとしては解釈

であります。ただ御承知のように、地方税法におきましては、その固定資産税の免税につきまして、第三百四十八条でありますか、この附則二十七項で改正いたしております第三百四十八条の第二項の但書におきましての二十六項なり二十七項の免税のことに関する場合には免稅しないという規定が、包括宗教法人が、その被包括宗教法人に有料で貸しておるという場合に法は、固定資産税の免税が受けられないことに相なるかと思います。

○若林委員 実は附則の二十六、二十七につきまして「宗教法人がもっぱらその本来の用に供する」というのを宗教法人がみずから、又はその所属の宗教法人の本来の用にもっぱら供する」と改めるような希望を申し出でる向に含まれておると解釈をしてさしつかえないでしようか。

○林(修)政府委員 私どもいたしましては、この案の立案の衝に当たりまして、文部省とも打合せいたしておりま

すが、さようによく解釈いたしております。ただ地方税法は、御承知の通り

に、全国一万の市町村が運営いたすの

であります。さようによく解釈いたしております。

○東井委員 あなたのお御解釈は、それ

けれども、私どもの立案の趣旨といったましても、今申しましたようなこと

は、ここに含み得ると考えておりま

す。

○東井委員 関連して——先ほどの若

林委員のお尋ねした三条の土地の問題

について、林政府委員にもう少しお伺

いしておきたいと思うのです。その御

答弁では、土地の予定地は、やはり登

録税を課するようなことになると、

御解釈であつたように思います。とこ

ろが、建物が建つておる土地を登録す

るという場合もあり得ますけれども、

たとえば建物を建てる予定地を買いま

して、先に土地を登記する、こういう

場合もたくさんあるわけです。そういう

場合、現在建つておらぬから登録

税を課するというよりも、むしろ、認

定はなか／＼むずかしいと思ひますけ

れども、たとえば所轄廳がこれは何々

の予定地であるというような一つの証

明を出す。そういう証明力があれ

ば、どうですか、そいつた場合に何

とか救済の方法はありませんか。

○林(修)政府委員 東井委員の御質問

にお答えいたしますが、解釈論といた

しましても、やはり多少そこに問題が

あるのではなかろうかと思うのであり

ます。さような場合に、予定地を免税す

るということならば、この立法にあた

りましても、本来の用に供するもの、

あるいは供するものと決定したるもの

とか、かように書くのがほんとうであ

るうと思うのであります、やはりこ

ういうふうに書いてありますれば、現

実に供しておるということが主たる内

容になるのではないか、かように考え

るのであります。

○東井委員 あなたの御解釈は、それ

よりも思ひますが、しかしそれは所

轄廳の方から、何かもう少し積極的に

ブツシユして行くような方法とか、そ

ういつたお考え、将来どうなりましょ

うか、ひとつ御意見を承りたい。

○福原政府委員 われ／＼もかかる向

きのはつきりしているような表情にあ

るものにつきましては、地方厅とも、

まして判定しなければならない問題で

できると存じております。ただ御承知のように、地方税法におきましては、その固定資産税の免税につきまして、第三百四十八条でありますか、この附則二十七項で改正いたしております第三百四十八条の第二項の但書におきましての二十六項なり二十七項の免税のことに関する場合には免稅しないという規定が、そういうような関係で、包括宗教法人が、その被包括宗教法人に有料で借り受けておる場合には免稅しないという規定が、固定資産税の免税が受けられないことに相なるかと思います。

○若林委員 実は附則の二十六、二十七につきまして「宗教法人がもっぱら

その本来の用に供する」というのを宗教法人とその所属の宗教法人がみずから、又はその所属の宗教法人がみずから申しましても、疑問の余

地はなかろうかと思うであります。当局の御説明によりまして、このよう

な字句を挿入するまでもなく、この意味が二十六、二十七の両方の条文の中

に含まれておると解釈をしてさしつかえないでしようか。

○林(修)政府委員 私どもいたしました

事例が東京都においてもございました。客観的に非常に

おいてもございました。客観的に非常に可能性の強いもの、あるいは実

質を具备するのに、客観的に見まして非常に可能性の強いもの、こういうものにつきましては、登録税の免除はあ

つたように事実を聞いております。従つて、これはやはり林政府委員のおつしやつたように、事実の認定といふ

とが、非常に問題になります。その具体的な事実の場合に、どういうふうに認定するかの税務当局の解釈の問題にならうかと思います。そういう実例もあつたことを、一応御報告しておきます。

○東井委員 大体それ以上進み得ない

ようにも思ひますが、しかしそれは所

轄廳の方から、何かもう少し積極的に

ブツシユして行くような方法とか、そ

ういつたお考え、将来どうなりましょ

うか、ひとつ御意見を承りたい。

○福原政府委員 われ／＼もかかる向

きのはつきりしているような表情にあ

るものにつきましては、地方厅とも、

まして判定しなければならない問題で

思ひますので、何とかこれは林政府委員、法務府の方からでなければ、主務

官厅の方から、何かそういう点は御意

見ございませんか。その点、一つの国

の意見として、何かばらく／＼のよう

気がするのです。行政にあたつて、こ

れは予定地である、将来当然に境内地

になるものだと、大体の認定がつけ

たとえば建物を建てる予定地を買いま

して、先に土地を登記する、こういう

場合もたくさんあるわけです。そういう



ない。そういう点について、もしあなたに、京都府でなぜ適用しないか、また同じ奈良県におきまして、同じ宗教団体の形態を備えておつても、なぜほかに適用されておらぬかというような理由がおわかりでございましたら、ひとつ承つておきたいと思うのであります。

○東井委員 奈良の相違点につきましては、私も実は実情をそれほどつまびらかに承知しておりません。従いまして、あまりこの場で具体的な御説明はしかねる次第でございますが、ただいまお話の、純粹に宗教的な儀式、あるいは布教儀式、そういうものに純粹に活動しておられるというような場合には、これは労働者でないかといふふうに、事実を認定する場合がございますので、そのようないいふ問題が重なつて今のような結果になつたのではないかと想像しておりますが、お話をのように、非常に具体的な現実として差別待遇があるということをございまするならば、この点は事実をよく調査いたしまして、御趣旨に沿うようにはからいだいと思つております。

どうかひとつ今、堀さんが説明されましたが、ほんとうに宗教的な雰囲気の中、宗教に奉仕しておるというような場合には、労働者というようなことなくて、それには適用すべきものでないと思うというようなお考えは、私は非常につこうなお考えではないかと思ふ。宗教団体側から見れば、むしろ宗教本山なり本部に勤務している者は、一切をあげて、しかも労働の代価として給料を受取つておるとか、そういうふた気持ちのない場合が多いのであります。だから、普通の労働者としてこれを取扱うということは、むしろ私は極端にすぎるかもしませんが、宗教を信仰し、修行しておる者に対する一つの冒瀆であるといくくらいに考える所以でありますから、どうかひとつ行政面において深甚なる御考慮を願つて、特にこの近畿地方における実情を監督官厅として十分御調査の上で、善処していただきたいと、くれぐれもお願いし希望しておく次第であります。

二日午前十時より開会いたします。  
午後四時五十五分散会

ない。そういう点について、もしあなたに、京都府でなぜ適用しないか、また同じ奈良県におきまして、同じ宗教団体の形態を備えておつても、なぜはかに適用されておらぬかというような理由がおわかりでございましたら、ひとつ承つておきたいと思うのであります。

○堀説明員 ただいまの大阪、京都、奈良の相違点につきましては、私も実は実情をそれほどまびらかに承知しております。従いまして、あまりこの場で具体的な御説明はしかねる次第でござりますが、ただいまお話の、純粹に宗教的な儀式、あるいは布教儀式、そういうものに純粹に活動しておられるというような場合には、これは労働者でないといふうに、事實を認定する場合がござりまするので、そのような問題が重なつて今のような結果になつたのではないかと想像しておりますが、お話をのように、非常に具体的な現実として差別待遇があるということをございまするならば、この点は事実をよく調査いたしまして、御趣旨に沿うようにはからいたいと思つております。

どうかひとつ今、堀さんが説明されましたが、ほんとうに宗教的な雰囲気の中で宗教に奉仕しておるというような場合には、労働者というようなことでなくて、それには適用すべきものでないと思うというようなお考えは、私は非常につけどころなお考えではないかと思う。宗教団体側から見れば、むしろ、宗教団体なり本部に勤務している者は、一切をあげて、しかも労働の代価として給料を受取つておるとか、そういつた気持はない場合が多いのであります。だから、普通の労働者としてこれを取扱うということは、むしろ——私は極端にすぎるかもしませんが、宗教を信仰し、修行しておる者に対する一つの冒瀆であるというくらいに考える所以ありますから、どうかひとつ行政面において甚深なる御考慮を願つて、特にこの近畿地方における実情を監督官庁として十分御調査の上で、善処していただきたいと、くれぐれもお願いし希望しておく次第であります。

○小林(信)委員 今のお話で思つたのですが、あの伊勢神宮の巫女ですが、それが何か労働基準局からしかられたというような話があつたのです。

○東井委員 そういう実例がありますから、これははなはだ妙な言い方でありますけれども、最初労働基準法を天理教の教務厅の方に適用するときには、何か感情のもつれがあつたというようなことを、これはうわざであるが聞いたのであります。そういうことなら、まことに遺憾なことである、おそらくそういうことではなかろうと思ふのであります。そういうことでなければ、私はこれは一律に行政されるべきものだ、こういうように思ひますので、

○堀説明員 伊勢神宮の巫女につきましては、次のように承知しております。のように純粹な宗教的な目的をもつて祭祀に奉仕しているというあの巫女につきましては、あれは労働者ではない、こういふ扱いをしておると、私は承知しております。

○長野委員長 もうありませんか。

本日はこの程度にとどめて、散会いたしたいと存じます。次会は明後二十

二日午前十時より開会いたします。  
午後四時五十五分散会

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

1. **What is the primary purpose of the study?**

昭和二十六年四月二日印刷

昭和二十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁